



## ●「小規模事業者 持続化補助金」の募集が始まります <販路開拓の補助金を手に入れるチャンスです!>

(2月25日現在の情報です。近々公募開始の予定。正式な情報は商工会へお問合せ下さい。)

小規模事業者が取り組む、創意工夫を凝らした地道な販路開拓(創意工夫による売り方やデザインの改変、チラシ・ホームページ・看板の作成等)に要する経費の2/3を補助(補助上限額50万円※)する補助制度です。申請に必要な経営計画策定から実施まで、商工会が支援しながら行います。ご希望の方は商工会までお問い合わせ下さい。

### 1 応募締切 平成31年5月第2週頃 予定

- ・経営計画策定、申請書の作成等が有りますので、お早めに商工会へお申し込み下さい。
- ・応募後審査により補助先が決定いたします。

### 2 申請書類等について

正式発表後は申請書類、公募要領が新潟県商工会連合会のホームページからダウンロードできる予定です。(新潟県商工会連合会 URL <http://shinsyoren.or.jp/>)

※ 内容、日程が変更になる場合がありますのでご了承ください。



## ●ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 1次公募開始について

国では、中小企業、小規模事業者等が取り組む生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等の一部を支援します。

(対象要件)

認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者であり、以下の要件のいずれかに取り組むものであること。

・「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。または、「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善であり、3～5年で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。

(補助額・補助率)

- ・一般型 補助上限1,000万円(補助率 1/2・2/3)
- ・小規模型 補助上限 500万円(補助率 小規模事業者 2/3 その他事業者 1/2・2/3)
- ・企業間データ活用型 補助上限2,000万円/者(補助率 1/2・2/3)
- ・地域経済引率型 補助上限1,000万円/者(補助率 1/2・2/3)

(募集期間) 2019年2月18日～5月8日

※3月4日～8日にかけて県内各地で説明会が開催されます。詳しくはお問い合わせください。

※詳細はHPでご確認ください。 <http://www.chuokai-niigata.or.jp/mono/H30/index.html>

※申請先・お問合せ先 新潟県中小企業団体中央会 新潟県地域事務局 ものづくり補助金事業推進室  
新潟市中央区白山浦1-614-5 白山ビル4階 TEL025-211-8091

## ●働き方改革関連法案施行直前対応セミナーのご案内

新潟県商工会連合会では、4月から順次施行される働き方改革関連法案についてのセミナーを下記の日程で開催します。

- ・日時 平成31年3月25日(月) 13:30～15:30 (定員100名)
- ・会場 新潟市中央区新光町7-2 新潟県商工会館 7階会議室
- ・申込み 別紙 案内の参加申込書に記入して3月22日(金)までにお申込み下さい。



裏面もご覧下さい

## ●改元に伴う情報システム改修等への対応について

天皇の退位等に関する皇室典範特例法に基づく皇位の承継に伴い、2019年5月1日に改元が行われることとされております。新元号については、国民生活への影響を最小限に抑える観点から、改元に先立ち、4月1日に公表される予定です。改元に伴う情報システム改修等への対応に万全を期していただきますよう、お願いします。

## ●消費税軽減税率制度説明会のご案内

新潟税務署では、本年10月1日から消費税率10%への引き上げ及び軽減税率制度が実施されることに伴い、事業者の方の準備が円滑に進むよう下記の日程により説明会を開催します。

消費税の軽減税率制度は、軽減税率の対象売上が無い事業者、免税事業者も含め多くの事業者に関係しますので、是非ご参加下さい。

- ・ 日 時 平成31年4月12日(金) 午前の回 10:30~11:30 (定員400名)  
午後の回 13:30~14:30 (定員400名)
- ・ 会 場 新潟市中央区上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ 2階 多目的ホール
- ・ 申込み 別紙 案内の参加申込書に記入して3月22日(金)までに黒埼商工会へお申込み下さい。



## ●消費税率引き上げ後の「キャッシュレス決済 ポイント還元」の実施について

国では、消費税率引き上げ後の消費喚起とキャッシュレス化を推進する目的から、お客様がキャッシュレスで支払った場合、ポイント還元を行う予定です。また、中小・小規模事業者に対しキャッシュレス決済の手数料の補助、キャッシュレス決済端末の導入に係る費用の補助を行う予定です。

(キャッシュレス・消費者還元事業)

実施期間 2019年10月1日~2020年6月

(中小・小規模事業者へのキャッシュレス決済導入支援)

1. キャッシュレス・消費者還元事業に参加する決済事業者が提供する

キャッシュレス決済端末が自己負担なしで導入できる。(国が2/3、決済事業者が1/3負担)

2. 決済事業者への決済手数料が3.25%以下。(また、還元事業実施期間中は国が1/3を補助)



※4月から対象店舗の登録が開始される予定です。(一部対象外となる取引や業種があります。)

※詳しくは3月以降開設予定の経済産業省キャッシュレス専用ホームページをご覧ください。

URL <https://cashless.go.jp>



## ●黒埼商工会 商品券 取扱店を募集しています

黒埼商工会では、商工貯蓄共済満期更新の特典として「黒埼商工会 商品券」を契約者に進呈しています。この商品券が使用できる取扱店を現在も募集しています。取扱店申込みについての詳しい内容は黒埼商工会事務局までお問合せ下さい。

## ●確定申告はお済みですか？

平成30年分の所得税、贈与税、消費税(個人事業)の申告及び納税期限は以下のとおりです。  
期限内の申告に努めましょう。

・所得税・贈与税 申告・納期限 平成31年3月15日(金)

・消費税(個人事業) 申告・納期限 平成31年4月1日(月)

(口座振替納税利用者は 所得税4月22日(月) 消費税4月24日(水)が振替日です。)

※税務署に申告書を提出する際、申告書に記入された申告者本人のマイナンバーの確認が行われます。「マイナンバーカード」又は「通知カードと運転免許証等」を持参するかコピーを添付して下さい。(マイナンバーカードのコピーを添付する場合は表、裏をコピーして下さい。)

